

公平性の観点からルールを定める

市行財政改革審議会では市長の依頼を受け、昨年12月21日に開催した会議から3回にわたって、公の施設の使用料見直しについて審議を重ねてきました。会議では、使用料の基本的な考え方や料金設定、統一的な減額や免除の基準などについて審議。施設の利用者の受益と市民負担に配慮し、負担の公平性の原則から素案を取りまとめました。

この使用料の調整については、合併協定で「使用料については、原則として現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、新市における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平性の原則から、適正な料金のあり方等について、新市において速やかに調整する」とされていたものです。

ここでは、公の施設の使用料の考え方(素案)の内容をお知らせし、皆さんのご意見を募集します。

■施設の使用料を適正化

市における公の施設の使用料は、合併前の料金体系が引き継がれています。そのため、料金を区分する時間の単位や、料金単価がさまざまです。同じような施設でも、料金体系に違いがあり公平性に欠けていて、市の一体性が図られていません。

また現在は、施設ごとに使用料の減額や免除基準を定め、多くの団体が減免の適用を受けています。そして、利用件数や稼働率からは少ない使用料の収入となり、施設の維持管理経費にも影響を与えています。

施設の維持管理経費の資金は、利用者から利用の対価として支払われる使用料と、皆さんからの税金で賄っています。そのため、利用する人と利用しない人との、負担の公平性が確保された適正な料金体系の整備が必要です。

施設の中でも地区公民館やスポーツ施設のような、市民の皆さんが日



▲ソフトバレーボールを楽しむ皆さん(東野小学校の屋内運動場で)

常的に利用する施設については、引き続き多くの市民に利用していただけるよう利用しやすい料金の設定を行います。また、使用料の減額・免除については、過度な措置を取らないよう、政策的に必要な特例的措置として定めていきます。

今後、使用料の考え方(素案)を基に、皆さんの意見を加味し、使用料の統一した基準を定めることとしています。

■料金見直し素案(要約)

・基本的な考え方

- ①受益者負担の原則
利用する人と利用しない人との負担の公平性を確保するため、適正な料金を利用する人に負担していただくことを原則とします。
- ②公平性のある料金体系の整備
類似施設の使用料については、料金体系(時間単位、単価)を統一すること。また使用料算定に当たっては、明確で分かりやすいものとし、算定に当たり配慮する事項
- ③減額や免除基準の見直し
利用者負担の原則により、利用者から等しく負担を求めることが原則ですが、政策的に必要な措置については、次の基準により使用料の減額や免除を認めます。ただし、過度な措置を取らないようにします。

【減額及び免除の基準】

- ◆免除(使用料、冷暖房料、付帯設備や備品使用料とも)
 - ①市(行政委員会、附属機関を含む)が主催する場合。
 - ②施設の管理者が管理目的で使用する場合。
 - ③行政を補完する団体が使用する場合。
 - ④青少年生涯スポーツ団体がスポーツ施設を使用する場合。
- ◆50%の減額(使用料のみ)
 - ①国、県が主催する場合。
 - ②市が共催または後援する場合。
 - ③公共的団体が使用する場合。
 - ④市が推進する市民三学運動に寄与すると認められる団体が使用する場合。
- ◆30%の減額(使用料のみ)
 - ①公益上必要な活動と認められる場合。

・定期的な見直しと検証

料金体系や減免基準などについては、市の政策や市民意識により、日々変化するものです。定期的に見直しを行うこととして、見直しの期間は原則3年ごととします。

また、施設の稼働率や利用状況などについても検証を行い、施設の統廃合や廃止も視野に入れます。

◀岩村公民館



使用料の考え方(素案)にご意見を

市では、市民の意見を反映させるため、使用料の考え方(素案)についての意見を募集します。素案は、企画課、財務課、市中央図書館、本庁舎情報公開コーナー、各振興事務所でご覧いただけます。市ウェブサイトにも掲載しています。<http://www.city.ena.lg.jp/>

※閲覧期間は意見募集期間と同じです。

□募集期間 9月1日(木)～9月30日(木)

□意見応募方法 閲覧場所にある所定の用紙や、本紙に折り込みの「広報直通便」をご利用ください。通常の広報直通便と区別するため、【使用料見直し意見】などの見出しを記入し、投かんしてください。ファクスやメールでも応募できます。

☎ 財務課財政係(内線357) ☎ 25-6150 ✉ zaisei@city.ena.lg.jp